

常務理事	事務長	部 長	課 長	係 長	担当者

提出日 年 月 日

健康保険 任意継続被保険者資格喪失 申出書

喪

下記の①から③の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。

被 保 險 者 情 報	被保険者等記号	被保険者等番号
	氏名 (フリガナ)	生年月日 昭和 年 月 日
	住所 〒 一 都:道 府:県	電話番号 (日中の連絡先) ()

△ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

① 健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため

再取得後の健康保険の
被保険者等記号番号

適用事業所の名称

資格取得年月日 令和 年 月 日

添付書類

- 任意継続被保険者の有効期限内の資格確認書（被扶養者分を含む）
- 高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。
- 新たに取得した資格情報のお知らせまたは、資格確認書のコピー

留意事項

- 資格喪失年月日は、新たに取得した健康保険の資格取得年月日となります。
- 保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。

② 任意継続被保険者でなくなることを希望するため

添付書類

- 任意継続被保険者の有効期限内の資格確認書（被扶養者分を含む）
【注：資格確認書の添付について】
②が資格喪失事由の場合、申出月の月末までは健康保険を使用できます。月末まで健康保険を使用する予定がある場合は、この申出書に資格確認書は添付せず、申出月の翌月1日以降に健保組合業務課へご送付ください。
(高齢受給者証なども同様となります。)

留意事項

- 資格喪失年月日は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。
- 保険料は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月分までかかります。
- 申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。

③ 被保険者が死亡したため

資格喪失年月日 令和 年 月 日 (死亡日の翌日を記入してください)

添付書類

- 任意継続被保険者の有効期限内の資格確認書（被扶養者分を含む）
- 高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。
- 死亡診断書または埋葬許可証のコピー

留意事項

- 納付いただいている保険料の未経過月分はお手続きいただくことにより、返還できる可能性がございますので、健保組合へご連絡ください。

注：資格取得月に資格喪失となった場合は、資格喪失月であっても保険料が発生いたします。

健保組合 記入欄	年 月 日 喪失
-------------	----------

受 付 印

「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」提出後の流れ

①の理由で資格喪失する場合

- (1) 「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書（以下、「資格喪失申出書」とします）」をご記入の上、新しい就職先から交付された資格情報のお知らせまたは資格確認書のいずれかのコピー、当健保組合から交付している有効期限内の資格確認書（交付がある方：限度額適用認定証・高齢受給者証）等の原本を一緒にお送りください。
- (2) 内容が確認でき次第、資格喪失通知関係書類をお送りいたします。
- (3) 返還させていただく保険料がある場合は、(2)と一緒に「返還請求書」をお送りいたします。
- (4) 「返還請求書」に口座等をご記入いただき、ご返送ください。
- (5) ご記入いただきました口座に、返還分保険料をご入金させていただきます。

(3)～(5)は返還金がある場合のみです。

②の理由で資格喪失する場合

- (1) 「資格喪失申出書」をご記入の上、当健保組合へご提出ください。
この時点ではまだ健康保険は使用可能ですので、資格確認書は送らないでください。
 - (2) 「資格喪失申出書」を受理した日の翌月の1日（休日の場合は翌営業日）に資格喪失処理を行い、資格喪失証明書等通知関係をご自宅宛にお送りいたします。
- 例) 令和〇年3月1日～令和〇年3月31日までに「資格喪失申出書」を受理した方
令和〇年4月1日（土）資格喪失となり、令和〇年4月3日（月）に資格喪失関係の書類（資格喪失証明書含む）を送付いたします。
- (3) 資格喪失証明書通知関係に同送される返信用封筒にて、有効期限内の資格確認書（交付がある方：限度額適用認定証・高齢受給者証）等をご返却ください。
 - (4) 返還させていただく保険料がある場合は、(2)と一緒に「返還請求書」をお送りいたします。
 - (5) 「返還請求書」に口座等をご記入いただき、ご返送ください。
 - (6) ご記入いただきました口座に、返還分保険料をご入金させていただきます。

(4)～(6)は返還金がある場合のみです。

資格喪失日前に「資格喪失証明書」の交付はできません。

資格喪失日より前に資格喪失証明書の交付はできませんが、当組合で「資格喪失申出書」を受理しますと資格喪失日が確定しますので「本人申出喪失受理書（資格喪失予定通知）」を送付いたします。ただし、「本人申出喪失受理書（資格喪失予定通知）」が喪失証明書の代替になるかの判断は、次に加入する健康保険組合にご確認をお願いいたします。

「資格喪失申出書」の受理日により資格喪失日が決まります。郵便物の送達日数を考慮いただき、ご送付ください。喪失日については下図をご参照ください。

受理日	資格喪失日	受理日	資格喪失日
3月1日～3月末日	4月1日	9月1日～9月末日	10月1日
4月1日～4月末日	5月1日	10月1日～10月末日	11月1日
5月1日～5月末日	6月1日	11月1日～11月末日	12月1日
6月1日～6月末日	7月1日	12月1日～12月末日	1月1日
7月1日～7月末日	8月1日	1月1日～1月末日	2月1日
8月1日～8月末日	9月1日	2月1日～2月末日	3月1日

③の理由で資格喪失する場合

- (1) 「資格喪失申出書」をご記入の上、死亡診断書または埋葬許可証のコピー、有効期限内の資格確認書（交付がある方：限度額適用認定証・高齢受給者証）等の原本を一緒にお送りください。
- (2) 内容が確認でき次第、資格喪失通知関係書類をお送りいたします。
- (3) 返還させていただく保険料がある場合は、(2)と一緒に「返還請求書」をお送りいたします。
- (4) 「返還請求書」に口座等をご記入いただき、ご返送ください。
- (5) ご記入いただきました口座に、返還分保険料をご入金させていただきます。

(3)～(5)は返還金がある場合のみです。